

指定管理者の導入状況

(1) 四日市市運動施設指定管理者(平成31年4月1日現在)

指定管理者名等	施設名
運動施設契約期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日 桜運動施設契約期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日 名称：四日市市スポーツ協会グループ 構成団体：特定非営利活動法人四日市市スポーツ協会 公益社団法人四日市市シルバー人材センター 株式会社スポーツ・インフォメーション 特定非営利活動法人霞ヶ浦スポーツクラブ	中央緑地運動施設(5施設)、霞ヶ浦緑地運動施設(7施設)、三滝武道館、三滝相撲場、三滝テニスコート、松原テニスコート、北条野球場、松原野球場、鈴鹿川河原田野球場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川河原田ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川グラウンドゴルフ場、垂坂サッカー場、楠中央緑地運動施設(3施設)、温水プール、本郷河川敷グラウンド、桜テニスコート、桜多目的広場 計31施設

(2) 四日市ドーム指定管理者(平成31年4月1日現在)

指定管理者名等	施設名
契約期間：平成27年4月1日～令和2年3月31日 名称：JN体協グループ 構成団体：株式会社JTBコミュニケーションデザイン 特定非営利活動法人四日市市スポーツ協会 株式会社NTTファシリティーズ東海支店	四日市ドーム

運動施設使用料一覧

四日市ドーム専用利用料金の上限額

種類		基本使用料(円)					
		午前 AM 9:00 ～ AM 12:00	午後 PM 1:00 ～ PM 4:30	夜間 PM 5:30 ～ PM 9:00	全日 AM 9:00 ～ PM 9:00		
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	10,800円	16,200円	21,600円	43,200円		
	入場料等を徴収する場合	43,200	64,800	86,400	172,800		
	式典、講演会等	54,000	81,000	108,000	216,000		
	展示会、見本市等	108,000	162,000	216,000	432,000		
	プロ興行	216,000	324,000	432,000	864,000		
会議室等	大 会 議 室	2,380	3,130	4,750	7,880		
	小 会 議 室	1,300	1,730	2,590	4,320		
	練 習 室	3,350	4,430	6,700	11,120		
	準 備 室	2,700	3,560	5,400	8,960		
	控 室 1	1,300	1,730	2,590	4,320		
	控 室 2	1,300	1,730	2,590	4,320		
備 考	①土・日曜日、休日のアリーナ使用料は、基本使用料の2割増です。 ②準備・撤去のみのアリーナ使用料は、規定の2割減です。 ③アリーナは半面使用が可能です。使用料は規定の5割です。この場合において10円未満の端数が生じたときは、四捨五入とする						

運動施設専用利用料金の上限額

施設名	使用時間	使用区分	アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
			入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合
中 体 育 央 館	午 前	午前9時～正午	5,830円	12,960円	29,160円	540,000円
	午 後	午後1時～午後4時30分	8,750	19,440	43,740	
	夜 間	午後5時30分～午後9時	11,660	25,920	58,320	
	全 日	午前9時～午後9時	23,540	52,490	118,040	
中 第 2 体 育 館	午 前	午前9時～正午	4,430	9,720	21,920	405,000
	午 後	午後1時～午後4時30分	6,590	14,580	32,830	
	夜 間	午後5時30分～午後9時	8,750	19,440	43,740	
	全 日	午前9時～午後9時	17,710	39,420	88,560	
霞 ヶ 浦 体 育 館	午 前	午前9時～正午	2,270	5,050	11,360	208,120
	午 後	午後1時～午後4時30分	3,350	7,450	16,760	
	夜 間	午後5時30分～午後9時	4,540	10,070	22,680	
	全 日	午前9時～午後9時	9,070	20,140	45,360	
霞 ヶ 浦 弓 道 場	午 前	午前9時～正午	1,510			
	午 後	午後1時～午後4時30分	2,270			
	夜 間	午後5時30分～午後9時	3,020			
	全 日	午前9時～午後9時	6,050			
楠 多 目 的 場 運 動	午前9時～午後9時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 1時間につき		430	960	2,160	9,900
楠 体 育 館 ア リ 一 ナ	午前9時～午後9時 全面1時間につき		930	2,050	4,630	21,240
楠 体 育 館 武 道 場	午前9時～午後9時 1時間につき		460	1,030	2,310	10,620
三 滝 武 道 館 柔 道 場 ・ 剣 道 場	午 前	午前9時～正午	1,940	4,320	9,720	108,000
	午 後	午後1時～午後5時	2,920	6,480	14,580	
	夜 間	午後5時～午後9時	1時間につき1,080	8,640	19,440	
	全 日	午前9時～午後9時	8,210	17,500	39,310	
三 滝 相 撲 場	午 前	午前9時～正午	970			
	午 後	午後1時～午後5時	1,460			
中 陸 上 競 技 場	午 前	午前9時～正午	5,830	12,960	29,160	422,510
	午 後	午後1時～午後5時	8,750	19,440	43,740	
	夜 間	午後6時～午後9時	5,830	12,960	29,160	
	全 日	午前9時～午後9時	18,370	40,820	91,850	
霞 ヶ 浦 第 1 野 球 場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 2時間につき		3,240			
	午 前	午前9時～正午				
	午 後	午後1時～午後5時				
	夜 間	午後5時～午後9時				
	全 日	午前9時～午後9時				
室内練習場(1面)		午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 1時間につき		220		
霞ヶ浦第2野球場 松原野球場 北条野球場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時、中央緑地野球場は午後9時まで) 2時間につき		1,940			

施設名	使用時間	使用区分	アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
			入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合
三滝テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき		520			
松原テニスコート	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 全日 午前9時～午後5時		1面につき 1,510 1面につき 2,270 1面につき 3,350			
楠 テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき		520			
霞ヶ浦プール	午前9時～午後7時 1時間につき		50mプール 3,240 その他のプール 1,940			
温水プール	午前9時～正午 1時間につき		7,780			
霞ヶ浦 運動用舟艇場 (艇庫及び係留施設)	1ヶ月1艇につき (歴月をもって計算し、端数のある場合は、1ヶ月とする。)		艇庫内 3,890 屋外 1,620 係留施設 艇長9m未満 8,100 艇長9m以上 10,800			
鈴鹿川ラグビー ・サッカー場 鈴鹿川グラウンド ゴルフ場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1時間につき		1,080 1,620 320			
鈴鹿川河原田 野球場 ソフトボール場 垂坂ソフトボール場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 2時間につき		860			
垂坂 サッカー場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1面1時間につき		1面につき 1,300 1面につき 1,730 430			
本郷河川敷 グラウンド	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 1面1時間につき		320			
四日市 テニスセンター	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面1時間につき	屋外コート	690	1,380	3,450	13,800
		屋根付コート	940	1,880	4,700	18,800
		サブコート	1,040	2,080	5,200	20,800
		メインコート	1,380	2,760	6,900	27,600
中央 フットボール場	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日から10月31日まで) 1面1時間につき		3,000		15,000	
桜テニスコート	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき		520			
桜多目的広場	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき		430			

※ 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定子ども園及び身体障害者団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

※ 中央緑地フットボール場を市内の高校生以下の団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

個人利用料金の上限額

(イ) 個人使用券・普通使用券

使用区分		一 般	中学生以下
施設名	使用時間		
四 日 市 ド ー ム ア リ ー ナ	午前 9 時～午後 9 時	(2 時間以内) 430 円	(2 時間以内) 220 円
中 央 体 育 館 中 央 第 2 体 育 館 中 央 ト レ ー ニ ン グ 場 中 央 陸 上 競 技 場 (中 央 フ ッ ト ボ ー ル 場 A フ ィ ー ル ド)	午前 9 時～午後 9 時	(2 時間以内) 220	(2 時間以内) 100
松 原 テ ニ ス コ ー ト	午前 9 時～午後 5 時		
霞 ヶ 浦 プ ー ル	午前 10 時～午後 7 時		
温 水 プ ー ル	午後 1 時～午後 8 時	430	120
三 滝 武 道 館	午前 9 時～午後 9 時	(2 時間以内) 220	(2 時間以内) 100
楠 体 育 館			

※ いずれも指定管理者が定める一般公開日の利用に限る。

※中央フットボール場 A フィールドは、工事等による中央陸上競技場の閉鎖時における代替施設としての利用に限るものとする。

(ロ) 回数使用券

使用区分		一 般	中学生以下
種別			
温水プール回数使用券 (6 枚綴り、有効期間 6 ヶ月)		2,150 円	600 円
共 通 回 数 使 用 券 (12 枚綴り、有効期間 6 ヶ月) 中央体育館、中央第 2 体育館、中央トレーニング場、中央陸上競技場 (中央フットボール場 A フィールド)、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠体育館 ※ 1 回の使用は、2 時間以内とする。		2,200	1,000

※ (イ)(ロ)とも、市内の身体障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の 100 分の 50 の額とする。